

議案第29号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙の
とおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(多可町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第1項第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多可町表彰条例の一部改正)

第2条 多可町表彰条例（平成17年多可町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多可町消防団条例の一部改正)

第3条 多可町消防団条例（平成17年多可町条例第194号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第4条 多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例（平成17年多可町条例第197号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多可町環境保全条例の一部改正)

第5条 多可町環境保全条例（平成21年多可町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第49条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(多可町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 多可町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年多可町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(多可町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 多可町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年多可町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

多可町職員の給与に関する条例の新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正
<p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

現 行	改 正
4～6 (略)	4～6 (略)

多可町表彰条例の新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正
<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 被表彰者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い、町民の尊敬を失ったと認められるときは、被表彰者名簿の登録を抹消することができる。</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 被表彰者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき、又は本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い、町民の尊敬を失ったと認められるときは、被表彰者名簿の登録を抹消することができる。</p>

多可町消防団条例の新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正
<p>(欠格条項)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

多可町非常勤消防団員退職報償金支給条例の新旧対照表

(第4条関係)

現 行	改 正
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

多可町環境保全条例の新旧対照表

(第5条関係)

現 行	改 正
第49条 第24条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	第49条 第24条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

多可町個人情報の保護に関する法律施行条例の新旧対照表

(第6条関係)

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(多可町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第1項各号に掲げる者が、業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(多可町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第1項各号に掲げる者が、業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>

多可町議会の個人情報の保護に関する条例の新旧対照表

(第7条関係)

現 行	改 正
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>